



TaxNewsFlash

Canada

2022 年連邦予算案の概要

2022 年 4 月 7 日付で 2022 年度連邦予算案が発表されました。予算案では、2021~22 年度に 1138 億ドル、2022~23 年度に 528 億ドル、2023~24 年度に 399 億ドルの赤字を見込んでいます。また本予算案では、連邦税における個人税率や法人税率に変更はありません。

本予算案では主に高騰し続ける不動産市場とグリーン経済への移行に焦点を当てています。個人が初めて住宅を購入する際に役立つ非課税の住宅貯蓄口座 [Tax-Free First Home Savings Account (FHSA)] の新設、住宅購入者に対する税額控除の増額などの税制変更と、不動産の転売防止税の新設を発表しています。また、待望の炭素のリサイクルを支援する還付可能な投資税額控除 [Carbon Capture, Utilization and Storage (CCUS)] や 30% の重要鉱物探査税額控除 [Critical Mineral Exploration Tax Credit (CMETC)] などの気候変動対策も含まれています。

このような広範囲にわたる個人・法人税の変更に加えて、一般的租税回避認否規定 (GAAR) のアップデートや OECD の第二の柱の国際税制改革の実装などの潜在的な変更に関する協議内容についても触れております。

カナダで事業を行う日系企業を対象とし、幅広い業種において影響が出る可能性があるトピックを下記にまとめております。

研究開発及び知的財産に対する税制支援の見直し

カナダ企業に研究開発 (R&D) を行うことを奨励する税制上の優遇措置を提供する連邦科学研究実験開発 (SR&ED) プログラムの見直しを発表しました。金融機関が十分な支援を提供し、プログラムの効率性を向上させることを確保するために、プログラムの適格基準を変更すべきかどうかを検討される予定です。財務省は、カナダで行われる研究開発に紐づく知的財産の開発と保持を奨励するためにパテントボックス制度の採用も検討すると述べています。

グリーン・エコノミーへの移行

炭素のリサイクルを支援する投資税額控除 (CCUS)

CCUS 税額控除は、対象となる炭素のリサイクルプロジェクトで使用される機器の購入及び設置の費用に適用されます。この控除の対象となる機器の条件として、炭素のリサイクルプロジェクト目的のみで使用しなければなりません。

政府は、炭素のリサイクルプロジェクトの有効性を最長 20 年までの 5 年ごとに評価します。不適格な用途で使用される炭素の割合がプロジェクトの当初の計画よりも 5%以上高い場合には、クレジットの払い戻しを求められる可能性があります。

プロジェクト計画に基づき、全期間を通じて 1 億ドル以上の適格対象費用が見込まれるプロジェクトは、通常、プロジェクト初期に税務の観点から審査を受けることが求められます。また、税額控除を申請する前に、カナダ天然資源省 (Natural Resources Canada) による対象費用の調査を受ける必要があります。また全期間を通じて 2 億 5000 万ドル以上の費用が見込まれるものについては、上記に加えて知見の共有・公開も義務付けられています。

納税者には、自社のコーポレート・ガバナンス、戦略、政策及び実践が、パリ協定に基づくカナダのコミットメント及び 2050 年カーボンニュートラルの達成にどのように貢献するかを示した気候変動への対応に関する財務情報開示が求められます。

炭素のリサイクルを支援する税額控除は、2021 年以降 2041 年より前に発生した費用が対象となります。

クリーン・テクノロジーへの投資に対する税額控除

ネットゼロ技術、蓄電池ソリューション、再生可能な水素などのクリーン・テクノロジーに対して最大 30%の新型投資税額控除が発表されました。詳細は 2022 年秋の経済状況のアップデートで発表される予定です。

空気熱源ヒートポンプに対する税制上の優遇措置

本予算案では特定の空気熱源ヒートポンプ（主に暖房又は給湯に使用されるもの）の減価償却率を上げると発表しています。対象には、外気から熱を伝達する空気熱源ヒートポンプシステムの一部である機器（冷媒配管、エネルギー変換機器、蓄熱機器、制御機器及び他の冷暖房機器との接続を可能にするように設計された機器）などが含まれています。2022 年 4 月 7 日以後に購入し、かつ、使用可能となった資産であり、2022 年 4 月 7 日前に他の目的で購入・使用されていた資産は対象外となります。

重要鉱物探査税額控除 (CMETC)

バッテリー及び永久磁石の生産に使用される特定鉱物である銅、ニッケル、リチウム、コバルト、黒鉛、希土類元素、スカンジウム、チタン、ガリウム、バナジウム、テルル、マグネシウム、亜鉛、白金族金属及びウランなどの探鉱費に対して 30%の税額控除を適用することが発表されました。

CMTC の対象となる探鉱費については、適格者が、特定鉱物を対象とする探鉱事業において発生した費用であることを証明する必要があります。

不適格な費用に対して税額控除を適用した場合においては、フロースルー株式制度¹を利用した投資家に対して払い戻しを求めることが可能になります。また CMETC の対象となる費用に対しては、15%の鉱物探査税控除 (METC) を適用することは出来ません。

CMTC は、2022 年 4 月 7 日以降、2027 年 3 月 31 日以前に締結されたフロースルー株式契約に基づき放棄 (renounce) された費用に適用されます。

石油・ガス・石炭事業のフロースルー株式制度の廃止

石油・ガス・石炭の探鉱・開発費用の放棄 (renounce) を認めないことで、実質上、石油・ガス・石炭活動のフロースルー株式制度を廃止する予定です。

この変更は、2023 年 3 月 31 日以降に締結されたフロースルー株式契約に基づき放棄 (renounce) された費用に対して適用されます。

国際課税の変更

OECD 包括的枠組みへのコミットメント

本予算案では、経済協力開発機構 (OECD) の「税源浸食と利益移転 (に関する包括的枠組み)」に基づく包括的枠組み、特に第一の柱と第二の柱に対する政府のコミットメントを宣言しています。

第一の柱の枠組みを確立するために必要なモデル規則と多国間条約を策定するために、政府は国際的なパートナーと積極的に協力していると述べています。第一の柱の実施目標日はまだ明らかになっていません。しかし、政府は新しい第一の柱の国際的な税の枠組みを適時に実施することで、デジタルサービス税 (DST) の規則が不要になるであろうとコメントしています。

本予算案は、第二の柱の適用範囲内にある多国籍企業のカナダの事業体に適用される国内ミニマムトップアップ税 (Domestic Minimum Top-up Tax) を視野に入れた、第二の柱の導入を提案しています。政府は、所得合算ルール (IIR) と国内ミニマムトップアップ税制を 2023 年に、軽課税支払ルール (UTPR) を 2024 年までに導入することを想定しています。

利札 (クーポン) ストリッピング・ルールの導入

本予算案では、では、クーポン・ストリッピングを取り入れた融資契約によるカナダの利息に対する源泉徴収税の総額が、通常の融資契約と同様になるよう調整する目的で、クーポン・ストリッピング・ルールを導入する予定です。

¹ フロースルー株式制度はカナダの資源部門に特有の制度であり、他国に類例は見られない。これはカナダ国内で行われている探鉱プロジェクトに関する資金調達に際して、探鉱会社が株式の対価額相当まで探鉱・開発費用を投じることができるという合意を前提に発行されるフロースルー株式 (Flow Through Share : FTS) を通じて、先述の所得税控除の対象となる支出を投資家に対して“放棄 (renounce)”することができるというものである。FTS を購入した投資家はこの支出を税法上引き継ぎ、あたかも自らの経費であるようにこれらに対して所得税控除を請求することで所得税の支払いを減少させることができる。参考資料：

<https://mric.jogmec.go.jp/reports/current/20190509/113060/>

クーポン・ストリップングを取り入れた融資契約を結ぶことにより、非居住者貸主が非独立当事者間であるカナダ居住者借主に対する融資の元本と将来の利息を受領する権利（利札）部分を分離し、利札部分を第三者に売却することが可能になります。利息に対する源泉徴収義務は利札に紐づくため、売却先がカナダ居住者又は貸主の居住国より低い源泉税率を租税条約上適用している国の居住者であった場合、結果的にカナダが回収する利息に対する源泉税額が通常の融資契約と比べると少なくなるケースが出てくる可能性があります。

今回のルール導入により、クーポン・ストリップングを取り入れた融資契約においても通常の融資契約に基づく利息に対する源泉徴収税が課されることとなります。つまり、クーポン・ストリップングを取り入れた融資契約のよって回避された源泉徴収税（みなし源泉徴収税）の支払い義務が生じることとなります。

なお、クーポン・ストリップング・ルールは、特定公募債（国債、地方債、外国国債、外国地方債、公募公社債、上場公社債など）には適用されません。

クーポン・ストリップング・ルールは、カナダ居住者である借主が利札保有者に支払う利息を対象に、2022年4月7日以降に発生する利息に適用されます。但し、以下の場合を対象外とします：

- ・ 2022年4月7日前に締結した融資契約に関する利息
- ・ 非居住者である貸主と独立当事者間取引を行っている利札保有者との間で締結された融資契約であり、かつ2022年4月7日以前に締結されたクーポン・ストリップングを取り入れた融資契約に関する利札から生じた利息

これらの例外に該当するケースにおいては、2022年4月7日から1年後に発生する利息に適用される予定です。

デジタル・エコノミー・プラットフォームを通じた販売者に関する情報交換

本予算案では、デジタルプラットフォーム運営者に対し、プラットフォームを利用する販売者に関する情報を収集し、税務当局に報告するよう求めることを提案しています。この新しい措置は、OECDが開発したモデル規則に基づいており、これらのプラットフォームを通じて得た納税者の所得に対して適切な課税がなされているかを確認するためのものです。

この措置は、プラットフォーム運営者に販売者の居住地を特定し、販売者に関する一定の情報の提供を求めています。対象となるプラットフォーム運営者は、販売者がプラットフォームを用いて他のユーザーとの直接または間接的な取引を可能にすることを目的とした契約を締結している事業体、又はプラットフォームを通じた関連活動の対価を回収している事業体になります。これにより、カナダ歳入庁 [Canada Revenue Agency (CRA)] は集めた情報を租税条約及び類似の国際文書の規定に基づき他国と共有することが可能になります。

この措置は、2023年以降に始まる暦年に適用され、最初の報告及び情報交換は2025年の初めに2024暦年について行われる予定です。

Information is current to April 7, 2022. The information contained in this TaxNewsFlash-Canada is of a general nature and is not intended to address the circumstances of any particular individual or entity. Although we endeavour to provide accurate and timely information, there can be no guarantee that such information is accurate as of the date it is received or that it will continue to be accurate in the future. No one should act upon such information without appropriate professional advice after a thorough examination of the particular situation.

© 2022 KPMG LLP, an Ontario limited liability partnership and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.